

富岡町空き家改修費等補助金実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、富岡町空き家改修費等補助金交付要綱（令和 4 年富岡町告示第 45 号。以下「要綱」という。）第 23 条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

2 要綱第 17 条第 1 項に規定する「居住を開始してから 3 年」の起点は、交付決定者が当該空き家を主たる生活拠点として継続的な就寝起床を開始した日とする。

(空き家の貸出)

第 3 条 貸主は、要綱第 7 条第 2 項の規定により、町長から富岡町空き家改修費等補助金対象物件登録通知書（様式第 2 号）が交付されたときは、当該通知書が交付された日以降に、帰還・移住者等との DIY 型賃貸借契約を締結しなければならない。

(入居募集)

第 4 条 貸主は、富岡町商工会に加入する宅地建物取引業者等仲介事業者を介して、賃貸住宅の入居募集を行わなければならない。

(補足)

第 5 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。